

人権

なくそう差別意識

2002（平成14）年3月に地域改善対策特別措置法（地対財特法）が終了し、同和対策は特別対策から一般対策へ移行しました。同和地区・被差別部落と他の地域との生活実態面での格差は、長年にわたる国や地方公共団体などによるさまざまな取り組みの結果、相当程度解消されました。しかし一方、身元調査や結婚・就職差別などに見られるように、差別意識はまだ解消されていません。今後ともなお、根強く残っている差別意識の解消については、人権という観点からの啓発を進めることが重要です。

誰もが何のためらいもなく、心をひらいて人権問題や差別のことを話し合い、人権問題や差別のない社会の実現に向けて努力を重ねていくことが、「人権の世紀」である21世紀を迎えた私たちの歩むべき道なのではないでしょうか。

他人の噂話などに影響されない広い視野を持ち、自分自身で考え、判断することが大切です。

国民年金だより

国民年金の種別変更

国民年金制度では、国内に居住する20歳から60歳までのすべての人に加入が義務づけられています。国民年金の加入者は次の3種類に分かれており、加入時に限らず、種別が変わったときにも手続きが必要です。

●国民年金の加入種別

- 第1号被保険者（自営業や農林漁業の人やその配偶者、20歳以上の学生、フリーター等）
〈加入や種別変更の手続き先〉 役場の国民年金担当係（福祉係）
- 第2号被保険者（会社や官公庁に勤め、厚生年金や共済組合に加入している人）
〈加入や種別変更の手続き先〉 会社・官公庁
- 第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）
〈加入や種別変更の手続き先〉 配偶者の勤務先

●種別変更となるケース

- 第2号被保険者が退職 → 第1号被保険者（第3号保険者になる人を除く）
- 第3号被保険者の配偶者が退職 → 第1号被保険者（第3号保険者になる人を除く）
- 第1号・第3号被保険者が就職 → 第2号被保険者
- 会社等を退職して第2号被保険者の配偶者に → 第3号被保険者

●これからの年金相談（毎月第4金曜日）

3月28日（金） 4月25日（金） ※事前に予約が必要です

■お問い合わせ先 住民福祉課 福祉係 TEL（62）1111（内線132）